

岩泉町告示第38号

岩泉町住宅リフォーム事業補助金交付要綱（令和4年岩泉町告示第45号の4）の全部を改正する。

令和7年3月31日

岩泉町長 中 居 健 一



岩泉町住まいるづくり事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、岩泉町補助金交付規則（昭和38年岩泉町規則第7号。以下「規則」という。）に基づき、岩泉町住まいるづくり事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で岩泉町住まいるづくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、循環型の住まいるづくり及び空き家対策を同時に行い、町民の笑顔につながるよう移住・定住に向けた住環境整備を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 移住 町に定住する意思を持って転入しようとすることをいう。
- （2） 定住 町の住民基本台帳に記録され、かつ、現に5年以上居住していることをいう。
- （3） 空き家 岩泉町空き家・空き地バンク事業実施要綱（平成29年岩泉町告示43号）第2条第4号に規定する空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）に登録された空き家
- （4） 所有者等 空き家の所有者又は相続人等で、当該空き家を解体又は改修等できる権利を有する個人
- （5） 住宅 自己の居住の用に供する部分を有する町内に存する建物をいい、居住部分と店舗等の非居住部分とが結合されている建物（以下「併用住宅」という。）については、そのうちの居住部分のみをいう。
- （6） 改修工事 建築から10年を経過し、かつ、過去10年以内に、岩泉町住宅リフ

ホーム事業奨励金交付要綱（平成23年岩泉町告示第27号の2）の規定による奨励金又は岩泉町住宅リフォーム事業補助金交付要綱（令和4年岩泉町告示第45号の4）若しくはこの告示による補助金の交付を受けたことがない住宅の修繕、改築、増築、模様替えその他住宅の維持及び機能向上のために行う工事。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 給与住宅及び集合住宅で賃貸営業用の住宅に係る工事

イ 門、塀等の外構工事

ウ 消耗品、備品等の設置工事。ただし、浴室等の改修と一体的に行う給湯・給水設備工事については、この限りでない。

エ 当該住宅と別棟の車庫、物置等の付属建物の設置又は改修工事

オ その他町長が不適当と認める住宅の改修工事

（7） 町内事業者 町内に事業所を有する個人事業主又は法人をいう。

（8） 町外事業者 町外に事業所を有する個人事業主又は法人をいう。

（9） 家財道具等 空き家において使用されずに放置された状態の家具、電化製品、衣類、食器類等の不用品をいう。

（10） 危険空き家等 次に掲げる建築物をいう。

ア 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、居住の用に供するための建築物（併用住宅を含む。）で、次のいずれにも該当するものをいう。

（ア） 1年以上居住の用に供していないもの

（イ） 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、倒壊、部材の落下及び飛散等の危険性があり、周囲に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると町長が認めるもの

イ 法第2条第2項に規定する特定空家等であって、法第22条第2項の規定による勧告を受けていないもの

ウ その他町長が必要と認める建築物

（11） 解体工事 危険空き家等（併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であり、住宅以外の部分が店舗又は事務所としても利用されていないもの）を解体する工事（家財道具等の処分を除く。）で、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る

同法第3条第1項の規定による許可を受けた町内事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた町内事業者が施工するものをいう。

（補助の種類）

第3条 補助の種類は、住宅取得補助、住宅改修補助、空き家片付け等補助及び空き家解体補助とする。

（対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、別表第1から別表第4に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 対象者及び対象者と生計を同一とする者が町税、保険料、使用料等で町長が定めるものを1年以上滞納していない者
- （2） 対象者及び対象者と生計を同一とする者並びに同居しようとする者が、岩泉町暴力団排除条例（平成25年岩泉町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等でないもの又はこれらと密接な関係を有していないと認められるもの

（補助金の額及び補助対象経費等）

第5条 補助事業は、補助金の交付の申請があった年度内に当該補助金の交付の決定後に補助事業に着手し、かつ、完了するものとする。

2 補助金の対象者、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）、補助金の額等及び添付書類は、補助の種類に応じ、それぞれ別表第1から別表第4に定めるとおりとする。

3 前項の規定に関わらず、補助金の補助対象経費の一部又は全部が、国、県、町その他の制度による補助金等の対象となるときは、当該補助金等の対象となる経費を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に岩泉町住まいるづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に、補助の種類に応じてそれぞれ別表第1から別表第4に定める書類を添えて町長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付が適当と認めるときは、岩泉町住まいるづくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による内容の審査及び現地調査等により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、岩泉町住まいるづくり事業補助金交付却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条の規定による交付の決定を受けた後において当該決定を受けた内容変更、中止又は廃止をしようとするときは、速やかに岩泉町住まいるづくり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に、補助の種類に応じてそれぞれ別表第1から別表第4に定める書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、岩泉町住まいるづくり事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知し、又は適当でないと認めるときは、岩泉町住まいるづくり事業補助金変更承認却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、岩泉町住まいるづくり事業補助金実績報告書（様式第7号）に補助の種類に応じてそれぞれ別表第1から別表第4に定める書類を添えて速やかに町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに当該報告に係る書類を審査し、必要に応じて行う現地調査等を行い、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、岩泉町住まいるづくり事業補助金額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに、岩泉町住まいるづくり事業補助金交付請求書（様式第9号）により町長に請求しなければならない。

（立入検査等）

第12条 町長は、予算の執行の適正を期するため、交付決定者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金（以下「既交付額」という。）の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 規則第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が不適切と認めるとき。

2 町長は、前項各号に掲げるもののほか、交付決定者が補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）から起算して5年に満たない期間内に、当該補助事業の対象になった住宅について、解体したとき（空き家解体補助を除く。）、第三者に対する賃貸若しくは売却したとき（住宅取得補助及び住宅改修補助（所有者等を対象とするものを除く。）に限る。）、又は退去等により当該住宅に居住しなくなったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既交付額の全部又は一部について、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額を返還させるものとする。ただし、交付決定者の責に帰すことができない理由による場合はこの限りではない。

- (1) 交付日から起算して1年以内 既交付額の全額
- (2) 交付日から起算して1年を超え2年以内 既交付額に5分の4を乗じて得た額
- (3) 交付日から起算して2年を超え3年以内 既交付額に5分の3を乗じて得た額
- (4) 交付日から起算して3年を超え4年以内 既交付額に5分の2を乗じて得た額
- (5) 交付日から起算して4年を超え5年未満 既交付額に5分の1を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、空き家片付け等補助の場合にあっては、交付日以後、空き家・空き地バンクに登録した日から2年を経過する日までに空き家・空き地バンクの登録を取り消したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、

既交付額の全部又は一部について、同項第1号及び第2号の規定を準用して返還させるものとする。

- 4 町長は、前2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、岩泉町住まいるづくり事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付要綱の廃止）

- 2 岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付要綱（平成31年岩泉町告示第20号）は、廃止する。

（町税等の滞納者等に対する補助金等の給付及び資金の貸付けの制限に関する告示の一部改正）

- 3 町税等の滞納者等に対する補助金等の給付及び資金の貸付けの制限に関する告示（平成18年岩泉町告示第100号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

- | |
|---|
| 1 岩泉町空き家・空き地バンク成約奨励金交付要綱（平成31年岩泉町告示第19号） |
| 2 岩泉町住まいるづくり事業補助金交付要綱（令和7年岩泉町告示第●号） |
| 3 岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例施行規則（平成27年岩泉町規則第2号） |
| 4 岩泉町奨学資金に関する条例（昭和43年岩泉町条例第11号） |
| 5 岩泉町医師養成奨学資金に関する条例（昭和49年岩泉町条例第5号） |
| 6 岩手県立岩泉高等学校大学進学支援補助金交付要綱（平成27年岩泉町告示第36号） |
| 7 岩泉町結婚記念品条例（平成26年岩泉町条例第5号） |
| 8 岩泉町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱（令和6年岩泉町告示第73号） |

- 9 岩泉町媒酌等報償金支給規程（平成11年岩泉町告示第37号）
- 10 岩泉町保育士資格取得支援事業費補助金交付要綱（平成28年岩泉町告示第33号）
- 11 いわいずみっこ出産祝金条例（平成14年岩泉町条例第12号）
- 12 岩泉町高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金交付要綱（平成7年岩泉町告示第47号）
- 13 長寿祝金条例（平成6年岩泉町条例第5号）
- 14 岩泉町特定不妊治療費助成金交付要綱（平成17年岩泉町告示第35号）
- 15 岩泉町不妊治療医療費助成金交付要綱（令和4年岩泉町告示第57号）
- 16 浄化槽設置事業費補助金交付要綱（平成5年岩泉町告示第13号）
- 17 岩泉町家族介護慰労金支給要綱（平成30年岩泉町告示第46号）
- 18 岩泉町多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年岩泉町告示第74号）
- 19 生活道及び農道整備事業費補助金交付要綱（平成7年岩泉町告示第30号）
- 20 岩泉町被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金交付要綱（平成28年岩泉町告示第96号）
- 21 岩泉町次世代就農者支援事業補助金交付要綱（令和6年岩泉町告示第68号）
- 22 岩泉町担い手経営支援事業補助金交付要綱（令和2年岩泉町告示第35号の5）
- 23 岩泉町果樹経営支援対策事業補助金交付要綱（平成28年岩泉町告示第35号）
- 24 岩泉町防霜対策施設設置事業費補助金交付要綱（令和5年岩泉町告示第100号の2）
- 25 岩泉町畜産労働負担軽減事業費補助金交付要綱（令和2年岩泉町告示第86号）
- 26 乳用牛伝染病予防ワクチン接種補助金交付要綱（平成28年岩泉町告示第28号）
- 27 岩泉町町産材利用拡大事業費補助金交付要綱（平成14年岩泉町告示第20号）
- 28 岩泉町高性能林業機械化促進事業補助金交付要綱（令和元年岩泉町告示第33号）
- 29 岩泉町林業・木材産業雇用安定対策支援事業補助金交付要綱（令和5年岩泉町告示第40号の5）

- 30 岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱（平成26年岩泉町告示第30号）
- 31 岩泉町被災中小企業対策資金等利子補助金交付要綱（平成23年岩泉町告示第84号の2）
- 32 岩泉町被災事業者対策資金等利子補助金交付要綱（平成28年岩泉町告示第100号）
- 33 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策資金利子等補助金交付要綱（令和2年岩泉町告示第61号）
- 34 岩泉町中小企業被災資産修繕事業費補助金交付要綱（平成23年岩泉町告示第47号の2）
- 35 中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱（平成元年岩泉町告示第16号）
- 36 岩泉町中小企業退職金共済事業補助金交付要綱（平成21年岩泉町告示第47号）
- 37 岩泉町空き店舗利活用事業費補助金交付要綱（平成27年岩泉町告示第44号）
- 38 岩泉町離職者資格取得支援補助金交付要綱（平成27年岩泉町告示第45号）
- 39 岩泉町新規漁業就業者支援事業補助金交付要綱（令和元年岩泉町告示第1号）
- 40 岩泉町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（平成21年岩泉町告示第48号）
- 41 岩泉町排水設備等工事資金融資に係る利子補給補助金交付要綱（平成10年岩泉町告示第55号）
- 42 飲料水共同施設整備事業費補助金交付要綱（平成14年岩泉町告示第19号）
- 43 岩泉町飲料水個人施設整備事業補助金交付要綱（平成28年岩泉町告示第34号）
- 44 令和6年台風第5号災害に係る岩泉町飲料水個人施設復旧事業補助金交付要綱（令和6年岩泉町告示第77号）
- 45 岩泉町自家用污水ポンプ設備設置事業費補助金交付要綱（令和7年岩泉町告示第26号）

別表第1（第4条、第5条、第6条、第8条、第9条関係）

住宅取得補助

区分	内容
対象者	(1) 自ら居住するため空き家を取得する者で、補助金の交付の決定を受けた年度内に当該空き家の所在地に住所を異動するものであること。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りでない。 (2) 空き家を取得する者が、当該空き家の所有者等と3親等以内の親族でないこと。 (3) 地域の決め事を守り、地域住民と協調して活動等を行うように努めること。
補助対象経費	空き家の取得に要する費用（売買代金）
補助金の額等	(1) 補助金の額 補助対象経費に補助率を乗じて得た額（1,000円未満切捨て） (2) 補助率 3分の1 (3) 補助上限額 100万円 (4) 補助金の交付は、1対象者1回限りとする。
添付書類	(1) 岩泉町住まいるづくり事業補助金交付申請書 ア 空き家の売買金額等が記載された不動産売買契約書案等の写し イ 空き家の登記事項証明書（全部事項証明書）又は権利を有する者が分かる書類の写し ウ 岩泉町空き家・空き地バンク登録カードの写し エ 納税証明書（申請者の住所が町外の場合） オ 岩泉町住まいるづくり事業補助金に関する承諾書（様式第11号）（土地所有者が異なる場合） カ 他の制度による補助金等利用の場合はその制度の申請書等の写し キ その他町長が必要と認めるもの (2) 岩泉町住まいるづくり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

	ア 変更等の内容及び売買金額が記載された不動産売買契約書案等の写し イ その他町長が必要と認めるもの (3) 岩泉町住まいるづくり事業補助金実績報告書 ア 空き家の売買契約書の写し イ 住宅の所有権移転後の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ウ 売買代金の領収書又は支払の事実が分かる書類の写し エ 世帯全員分の住民票の写し（当該空き家の所在地に住所を異動しているもの。） オ 他の制度による補助金等利用の場合はその制度の完了報告書の写し カ その他町長が必要と認めるもの
--	---

別表第2（第4条、第5条、第6条、第8条、第9条関係）

住宅改修補助

区分	内容
対象者	(1) 改修工事を行う住宅の入居者若しくは入居予定者又は空き家の所有者等で、補助金の交付の決定を受けた年度内に当該住宅の所在地に住所を異動するものであること。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りでない。 (2) 過去10年以内に、岩泉町住宅リフォーム事業奨励金交付要綱（平成23年岩泉町告示第27号の2）の規定による奨励金又は岩泉町住宅リフォーム事業補助金交付要綱（令和4年岩泉町告示第45号の4）若しくはこの告示による補助金の交付を受けたことがない者（空き家の所有者等を除く。）であること。
補助対象経費	町内事業者又は町外事業者が施工する20万円以上の住宅改修工事に要する費用（以下「対象工事費」という。）

補助金の額等	(1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額(1,000円未満切捨て) (2) 300万円以上の対象工事費 ア 補助率 町内事業者 3分の1、町外事業者10分の1 イ 補助上限額 100万円 (3) 20万円以上300万円未満の対象工事費 ア 補助率 町内事業者 3分の1、町外事業者10分の1 イ 補助上限額 50万円 (4) 空き家の所有者等にあつては、補助金の交付は、同一年度内につき1対象者1回限りとする。
添付書類	(1) 岩泉町住まいるづくり事業補助金交付申請書 ア 改修工事の内容及び費用が記載された見積書の写し イ 住宅の平面図、付近見取図その他図面 ウ 改修工事着手前の現況写真 エ 住宅の入居者又は入居予定者全員分の住民票の写し オ 納税証明書(申請者の住所が町外の場合) カ 住宅の所有者と入居者又は入居予定者とが異なる場合 (ア) 住宅の登記事項証明書(全部事項証明書)又は権利を有する者が分かる書類の写し(未登記の住宅の場合は固定資産税名寄帳兼課税(補充)台帳又は固定資産税納税通知書の写し) (イ) 賃貸借契約書等の写し (ウ) 岩泉町住まいるづくり事業補助金に関する承諾書(様式第11号) キ 他の制度による補助金等利用の場合はその制度の申請書等の写し ク その他町長が必要と認めるもの (2) 岩泉町住まいるづくり事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

	ア 変更等の内容及び費用が記載された見積書の写し イ その他町長が必要と認めるもの (3) 岩泉町住まいるづくり事業補助金実績報告書 ア 改修工事完了後の写真及び図面 イ 改修工事の請求書（施工業者に対する委任払の場合に限る。）又は領収書若しくは支払の事実が分かる書類の写し ウ 入居予定者については世帯全員分の住民票の写し（当該住宅の所在地に住所を異動しているもの。） エ 他の制度による補助金等利用の場合はその制度の完了報告書の写し オ その他町長が必要と認めるもの
--	---

別表第3（第4条、第5条、第6条、第8条、第9条関係）

空き家片付け等補助

区分	内容
対象者	空き家の所有者等であること。
補助対象経費	町内事業者が実施する空き家（岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付要綱（平成31年岩泉町告示第20号）の当該補助の交付を受けたことがないものに限る。）の家財道具等の処分やハウスクリーニング、草取り等に要する費用
補助金の額等	(1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額（1,000円未満切捨て） (2) 補助率 10分の10 (3) 補助上限額 10万円 (4) 補助金の交付は、同一の空き家について1回限りとする。
添付書類	(1) 岩泉町住まいるづくり事業補助金交付申請書 ア 空き家の片付け等の内容及び費用が記載された見積書の写し

	イ 着手前の現況写真 ウ 岩泉町空き家・空き地バンク登録カードの写し エ 納税証明書（申請者の住所が町外の場合） オ 他の制度による補助金等利用の場合はその制度の申請書等の写し カ その他町長が必要と認めるもの (2) 岩泉町住まいるづくり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書 ア 変更等の内容及び費用が記載された見積書の写し イ その他町長が必要と認めるもの (3) 岩泉町住まいるづくり事業補助金実績報告書 ア 完了後の写真 イ 請負代金の請求書（請負業者に対する委任払の場合に限る。）又は領収書若しくは支払の事実が分かる書類の写し ウ 他の制度による補助金等利用の場合はその制度の完了報告書の写し エ その他町長が必要と認めるもの
--	--

別表第4（第4条、第5条、第6条、第8条、第9条関係）

空き家解体補助

区分	内容
対象者	(1) 解体する危険空き家等の所有者等であること。 (2) 危険空き家等に係る関係権利者全員（借地権設定者含む。）から解体に関する承諾が得られていること。 (3) 危険空き家等が所在する土地については、解体工事後に空き家・空き地バンクに登録すること。
補助対象経費	町内事業者が施工する危険空き家等の解体工事に要する費用（国が別途定める当該年度における「住宅局所管事業に係る

	標準建設費等について」中、不良住宅等除却費に定める額を限度とする。)
補助金の額等	(1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額(1,000円未満切捨て) (2) 補助率 3分の1 (3) 補助上限額 50万円 (4) 補助金の交付は、同一年度において1対象者1回限りとする。
添付書類	(1) 岩泉町住まいるづくり事業補助金交付申請書 ア 解体工事の内容及び費用が記載された見積書の写し イ 危険空き家等の平面図、付近見取図その他図面 ウ 解体工事着手前の写真 エ 岩泉町住まいるづくり事業補助金に関する承諾書(様式第11号)(当該権利を有する者全員分) オ 申請者及び当該権利を有する者全員の印鑑登録証明書 カ 危険空き家等の登記事項証明書(全部事項証明書)又は権利等を有する者が分かる書類の写し(未登記の場合は固定資産税名寄帳兼課税(補充)台帳又は固定資産税納税通知書の写し) キ 危険空き家等が所在する土地の登記事項証明書(全部事項証明書)又は権利を有する者が分かる書類の写し ク 相続人が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、所有者と申請者の相続関係が確認できる書類及び相続関係人全員が確認できる相続関係説明図等 ケ 納税証明書(申請者の住所が町外の場合) コ 施工業者が第2条第12号に規定する土木工事業の許可又は登録を受けていることを証明する書類の写し サ 他の制度による補助金等利用の場合はその制度の申請書等の写し

	シ その他町長が必要と認めるもの (2) 岩泉町住まいるづくり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書 ア 変更等の内容及び費用が記載された見積書の写し イ その他町長が必要と認めるもの (3) 岩泉町住まいるづくり事業補助金実績報告書 ア 解体工事完了後の写真 イ 廃棄物処理に関する処分証明書等の写し ウ 解体工事の請求書（施工業者に対する委任払の場合に限る。）又は領収書若しくは支払の事実が分かる書類の写し エ 岩泉町空き家・空き地バンク登録申込書 オ 他の制度による補助金等利用の場合はその制度の完了報告書の写し カ その他町長が必要と認めるもの
--	---